第３号様式(第５条)

鎌倉国宝館博物館資料特別利用申請書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日　　　　(あて先)　鎌倉市教育委員会住所　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(団体にあっては名称及び代表者氏名)　　電話　　　　(　　　　)　　　　　　　　　次のとおり申請します。 |
|
|
|
|
|
| 博物館資料名 |  | １　掲載利用あり２　掲載利用なし |
|
| 利用目的 | 　該当する番号を○で囲んでください。利用目的が「４」に該当する場合は、具体的な内容を記載してください。１　地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供する利用２　博物館、美術館、図書館、研究所及び学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において展示公開、調査研究又は教育普及の用に供する利用３　時事の報道の用に供する利用４　その他　特別利用件数　　　件　　　　　　掲載利用件数　　　件 |
|
|
| 利用期間 | 　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
|
| 　利用料について博物館資料の特別利用に当たっては、博物館資料１点につき2,000円（当該博物館資料を掲載利用する場合は、１点につき5,000円）の利用料が必要となります。なお、利用料は別に定める基準により、減免となる場合があります。別紙「博物館資料特別利用減免対象利用一覧」をご参照ください。 |

（注１）　「掲載利用」とは、資料の出版物への掲載又はテレビジョン放映等に利用する場合をいいます。

（注２）　博物館資料の特別利用は、鎌倉国宝館条例、同施行規則及び鎌倉国宝館博物館資料の特別利用に係る取扱基準を遵守することが許可条件となります。